

地域計画

策定年月日	令和6年4月1日
更新年月日	2025/7/● (令和7年度第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	小山田地区 (石鳩岡、南川目、中川目、駒形、秋葉、留ヶ森、古田、北小山田、外谷地、前田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	867.89 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	785.01 ha
② 田の面積	680.10 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	104.91 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	82 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	24.19 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体として高齢化及び人口減少が進みつつあり、後継者確保・育成が喫緊の課題となっている。
- ・中山間地域に所在し、「圃場が狭小・不整形」、「給排水面が悪い」等の課題を抱える条件不利地が多い。耕作の継続が困難な農地については中山間組織により保全管理がなされているものの、担い手の高齢化及び離農に伴い遊休農地が増加傾向にある。
- ・シカやイノシシ等の鳥獣被害が深刻化しており、電気柵を設置する等の対策を講じる必要がある。
- ・相続未登記農地が増加してきており、基盤整備事業等の実施に影響を及ぼし始めている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻が主要品目。水田転作として、小麦、ハト麦等の土地利用型作物の作付が中心。地区内には畜産経営体(主に酪農)もいることから、飼料用作物・WCSを作付する経営体も多い。その他、果樹(主にリンゴ)の団地化が図られている。
- ・有機・減農薬による農法を拡大し、高付加価値化、資材コスト低減に向け取組んでいく。
- ・ドローンによる農薬散布や気象センサーによるリンゴの凍霜害対策等、スマート農業機器による農作業の効率化を目指す。
- ・一部集落においては、労働力集約を目的とした集落営農組織の法人化に向けて検討を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。耕作継続が困難な農地については、中山間組織による保全管理を行っていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	27 %	将来の目標とする集積率	60 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

・基盤整備の実施を予定・検討している集落においては、基盤整備事業に併せて集約化に向けた検討を進めていく。その他の集落においては、経営体間による話し合いを基に機構関連事業の要件である0.5ha以上の団地を増やすことを目標に集約化を検討していくが、まずは遊休農地の発生を防止するために農地集積に取り組むことが重要。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化への取組については、経営体間による話し合いを基に効率的な農地交換へ向けた検討を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

・農地流動化を円滑に行うべく、地域集積協力金の交付を視野に入れながら地域全体として農地中間管理機構を活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組

・石鳩岡地区、下小山田地区においては、令和5年度に基盤整備事業に採択され、令和9年度着工を目指し継続して取り組む。その他集落(前田北部、川目)においても、基盤整備実施に向けた検討を進めている。相続未登記農地が発生した際は、事業効果を維持する観点から安易に地区除外せずに、機構法の利用権設定制度や、所有者不明土地管理制度を活用し粘り強く取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

・地域外の経営体や新規就農者の受入等を行い、農地保全に努める。
・後継者の確保・育成に向けて検討を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①: 電気柵等を設置することにより、鳥獣被害対策を講じる。また、山際の農地においては鳥獣緩衝帯として維持管理する。
- ②: 環境への配慮、高付加価値、資材コスト低減への観点から、有機・減農薬農法の取入れを検討する。
- ③: 中山間地域でも有効に活用できるスマート農業機器の選別を行い、導入に向けた検討を進めていく。
- ⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間・多面的制度を活用し中山間組織、協定参加者による農地の保全管理に努めていく。
- ⑩: 南川目集落、北小山田集落、前田集落においては、農山漁村振興交付金の活用を検討し今後協議を進めていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

【小山田】

氏名等は個人情報のため非公表（個人情報の保護に関する法律第69条に基づく）

計159経営体

na	na	na	na
ha	ha	ha	ha
ha	ha	ha	ha
ha	ha	ha	ha

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。